

公 告

九	同	同	同	一一四番一
十	同	同	同	一一四番四

● 平成二十六年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十六年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十六年二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一四・六一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七一・一六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一六四・七一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇五・四一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七六六・七五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五〇・二五ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	一、一一九・四九ヘクタール
斐崎地区土砂流出防備保安林	五六六・二一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七〇六・八八ヘクタール
多摩川上流水砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一四七・一五ヘクタール
相模川中流水砂流出防備保安林	一六二・五三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二三・八〇ヘクタール
相模川上流水砂流出防備保安林	一七〇・二〇ヘクタール

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年六月三日まで縦覧に供する。
 平成二十六年二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者
- 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
 本田技研工業株式会社 代表取締役 伊東孝紳
 - 住所
 東京都港区南青山二丁目一番一号
- 二 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 株式会社ホンダ四輪販売甲信ホンダカーズ山梨甲府店（仮称）
 (二) 所在地 山梨県甲府市国母六丁目三番十号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (一) 名称及び代表者の氏名 株式会社ホンダ四輪販売甲信 代表取締役 小林政雄
 (二) 住所 山梨県甲府市国母六丁目三番十号
 - 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十六年八月十一日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千二百八十九平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 届出の図面のとおり
 (二) 収容台数 四十三台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 (1) 位置 届出の図面のとおり
 (2) 収容台数 十台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
 (1) 位置 届出の図面のとおり
 (2) 面積 百二十平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 六十一立方メートル
6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 三箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十五年十二月十日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年二月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

身延町

二 調査を行った時期

平成十六年七月二十八日から平成十八年六月十四日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町西嶋の一部

五 認証年月日

平成二十六年一月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番